一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三	四・五	一	三・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、七・五とする。
（略）						
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三	六	一	三	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、七・五とする。
一六	野菜漬物製造業	二・五	六	一	三	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、六・五とする。
一九	うま味調味料製造業	一・五	七	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、八とする。
（略）						
二一	食酢製造業	三	四	一・五	二・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ四・五、三とする。
二三	砂糖精製業	一・五	三・五	一	二	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、四・五とする。
（略）						
二四	小麦粉製造業	三	四	一・五	二・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、七・五とする。
二五	パン製造業	二	四・五	一	二・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、六とする。
（略）						

一一	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三	七・五	一	三・五	
（略）						
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三	七・五	一	三	
一六	野菜漬物製造業	二・五	六・五	一	三	
一九	うま味調味料製造業	一・五	八	一	一・五	
（略）						
二一	食酢製造業	三	四・五	一・五	三	
二三	砂糖精製業	一・五	四・五	一	二	
（略）						
二四	小麦粉製造業	三	七・五	一・五	二・五	
二五	パン製造業	二	六	一	二・五	
（略）						